

平成20年度東紀州長期インターンシップ事業にかかる企画提案募集要領

東紀州観光まちづくり公社（以下、「公社」という。）では、東紀州地域（三重県尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町からなる地域をいう。以下同じ。）の産業活性化と後継者育成のため、東紀州地域での生活や、地場産業に関心を有する若年者等による長期インターンシップ事業委託業務について、次のとおり企画提案書の募集をいたします。

1 事業の背景及び目的

東紀州地域は農林水産業や建設業など従来の主力産業が低迷を続けており、自然環境や生産物などの豊富な地域資源を活用した商工サービス分野の産業への構造変革が迫られています。しかし同時に、この地域では住民の高齢化も進んでおり、地域産業にイノベーションを起こすべき若年層の担い手が不足しているとともに、一部の伝統的産業では後継者の確保が極めて困難な現状があります。

このため、公社では、主に地域外の学生など若年者を対象として、東紀州地域内の商工サービス業分野における、意欲の高い経営者のもとでの長期インターンシップ事業を行います。若年者が東紀州地域で生活を送りつつ、新事業展開や新商品の開発、販路の開拓などの業務に従事することにより若年者自身の地域産業への関心や興味を養うとともに、受け入れる経営者も若年者を活用することで経営の向上に資することが期待され、ひいては将来の地域産業の後継者となりうる人材確保や育成に役立てようとするものです。

2 公募する業務

公社が実施する長期インターンシップ事業及びこれを円滑に実施するために必要となる事業に対する支援業務で、以下の（１）から（３）の業務とします。

なお、具体的な事業例はあくまでも例示であり、事業の趣旨を最も効果的に達成する内容であれば、これに限定するものではありません。

（１）連携支援業務

業務の趣旨

地域産業の活性化や人材活用及び後継者の育成に意欲を持つ東紀州地域内の事業者、行政、商工団体及び教育機関関係者等による情報や意見の交換会を通じて、長期インターンシップ事業実施への連携を強める取り組みに対する支援業務。

（注）構成メンバーの選定、意見交換会の日程や会場の設定等の作業は公社が行うものとします。

具体的な事業例

上記の関係者で行う定期的な勉強会に、講師を派遣して情報やノウハウを提供してインターンシップ取り組みへの意欲を醸成するなど。

（２）インターンシップ業務

業務の趣旨

公社が実施する長期インターンシップ事業について、インターンシップ受け入れを希望する事業者等の審査、インターンシップを行う若年者（以下、「インターンシップ生」という。）の公募及び適性の審査を行い、両者のマッチングを実施のうえ、実際に一定期間のインターンシップ事業を試行する業務。（事業実施中のフォローアップを含む。）

（注）公社は、選定対象となるインターンシップ受け入れ希望を有する事業者や、若者の能力

が活用できると思われる産業活性化のプロジェクトを、あらかじめ候補として受託者に提示するものとします。

具体的な事業例

例) 長期インターンシップ受け入れ希望を有する事業者を選定するとともに、長期インターンシップを希望する若者を公募し、その適性を判断のうえ受け入れ事業者とのマッチングを行い、長期インターンシップ事業を実施するなど。

例) 地域産業活性化をテーマとした若者の能力が活用できるプロジェクトを選定して、これに参加する若者や協力する事業者を集め、長期インターンシップの手法によりプロジェクトを実行するなど。

(3) 業務実施結果報告書の作成

業務の趣旨

業務終了後、会社に対して実施結果報告書を提出します。(提出期限、様式は別途指示。)

3 業務実施期間

委託契約の締結日から平成21年3月31日までとします。

4 事業予算

1,650千円(消費税及び地方消費税を含みます。)

5 応募資格

この業務の受託を希望できる者は、次のすべての要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体及びその構成員ではないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (5) 特定の公職者(その候補者を含む)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (6) 提案する事業に関するノウハウと実績を有しているとともに、専門知識と経験を有するスタッフを適性な人数有しており、事業を適確に遂行することができること。

6 応募方法

(1) 応募期間

平成20年6月18日(水)~平成20年7月22日(火)午後5時必着

(2) 提出場所

東紀州観光まちづくり公社 紀北事務所 産業振興室
(〒519-3695 三重県尾鷲市坂場西町1-1)

(3) 提出方法

持参又は郵送(宅配便含む。)によります。

(4) 応募書類

企画提案参加申込書(様式1)

企画提案書(様式2)

提案書には以下の内容を含むこととし、原則としてA4サイズで作成してください。

(審査に使用するので、資料内部には提案者名を記載しないでください。)

- 1 実施する委託業務の内容
- 2 委託業務の執行体制(担当者の実績等)
- 3 委託業務全体のスケジュール
- 4 業務の実施に当たって活用できる特徴点や、アピールする点

提案者に関する説明書(様式3)

事業費見積書(様式4)

その他の参考資料

活動概要や実績に関する資料、規約や定款の写し、直近の事業報告書及び収支決算書等

(注)様式1~4は、会社のホームページ(以下、「ホームページ」という。)に掲載しますのでダウンロードしてご使用ください。(http://higashikishu.org/)

(5) 提出部数

4部(正本1部、コピー3部)

7 選考

(1) 選考方法

別に設置する選考委員会が審査を行い、この募集要領に基づき提出された企画提案資料と、見積価格を勘案のうえ総合的に最優秀提案者を選定します。(プレゼンテーション審査は行いません。)

(2) 審査項目

- 東紀州地域の実情と、事業の趣旨に対する理解度
- 事業の実施体制(業務が適切に実施できる体制か)
- 事業の実現性(ノウハウを活かした適切な事業内容か)
- 期待できる効果(事業参加者に有益な結果が期待できる内容か)
- 経済性(適切な事業費か)

(3) 選考結果の通知

選考の結果は各提案者に対し文書で通知するとともに、その概要と最優秀提案者名を公表します。ただし、選考の経過に関する内容は非公開とします。

8 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件等を協議のうえ、委託契約を締結します。

なお、最優秀提案者との契約締結時には、納税証明書等の提出を求めることがあります。

9 委託契約の解除

公社は、委託契約者が東紀州観光まちづくり公社会計規則第38条の規定に該当すると認める時は、契約を解除することができるものとします。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった各提案書は返還しません。
- (3) この企画提案募集要領に関して質問がある場合は、電子メール、電話もしくはファクシミリで事務担当者あてに照会してください。回答は質問者に直接行うとともに、内容の要旨をホームページに掲載します。

11 事務担当

〒519-3695 三重県尾鷲市坂場西町1-1

東紀州観光まちづくり公社 紀北事務所 産業振興室 (担当 三浦)

TEL 0597-23-3784

FAX 0597-23-3785

E-mail kousha@higashikishu.org

<参考>

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

地方自治法施行令第167条の4第2項

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつた者

六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

東紀州観光まちづくり公社会計規則第38条

契約者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

（1）期限までに契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき

（2）着手期日を過ぎても着手しないとき

（3）契約の履行について不正の行為があつたことを発見したとき

（4）その他契約条項に違反したとき

（5）事務局長が命じた者が行う検査（物品に関しては「検収」という。以下、同じ）及び監督に際してその執行を妨げたとき

2 前項に規定する場合のほか、事務局長において特に必要がある場合には、契約を解除することができる。

3 契約者は事務局長の責に帰する理由によって損害を受けたときは、契約を解除することができる。

4 事務局長又は契約者は、前三項の規定により契約を解除するときは、相手方にその旨を書面で通知しなければならない。